

実質化された仙台市地域農業基盤強化プラン(人・農地プラン)

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	当初作成年月日	直近の更新年月日
仙台市	長町	H25.3	R2.3（7回目）

1. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	39.7ha
② アンケート調査等に回答した地区内の耕作者の耕作面積の合計	23.3ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	3.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④ 地区内において今後中心経営体が引受ける意向のある耕作面積の合計	2.5ha
備考 （アンケート等で把握した地区の現状）	
・ 中間管理機構の活用意向（担い手）：約5割	
・ 中間管理機構の活用意向（出し手）：約2割	
・ 基盤整備の実施意向：あり（郡山・北目地域）	
・ 地域の特産としたい作物：曲がりねぎ、ほうれん草	
・ 有害鳥獣防止対策：特段なし	

2. 対象地区の課題

<p>河川敷（畑）は今後中心経営体が引き受ける意向はなく、75歳以上で後継者未定の農業者の農地があり、新たな農地の引き受け手が必要。</p>
<p>①河川敷は数年に一度は水を被るため、引き受ける人はいない。</p>
<p>②田畑に農道がなく、他人の農地を通らないと自分の農地に行けないため、隣の人にしか農地を貸すことができない。特に畑作は人手がかかるため、引き受け手がなかなかいない。</p>
<p>③中心経営体として掲載されると、地区の最終の担い手になり全て任される可能性があるため、担い手として手を挙げづらい。</p>

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・認定農業者等中心経営体に集積する。
- ・畑や畑利用が可能な水田については認定農業者等への集積に加え、新規就農者の受け入れを促進することにより対応する。

4. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地の貸付等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、田7筆 0.8ha、畑20筆 0.9haとなっている。

中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の農地分散を解消するため、利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、郡山・北目地域で基盤整備の取組を検討する。

5. 地域課題に対する対応方針

①河川敷は受け手がいない

市街地近郊の立地条件を生かしてレクリエーション農園（貸農園）等への誘導を図る。

②農道がなく特に畑は受け手がいない

畑に農道を設置するなど簡易な基盤整備を行うことにより、使い易い環境を整え、農地の担い手への誘導を図る。田についても基盤整備の取組を検討する。

③地区の最終の担い手になり全て任される可能性があるため、担い手として手を挙げづらい

農業を継続するための基盤整備を検討し、併せて地域の担い手を明確化し、地域で育成を図る。